

# すずかの地産地消推進条例

鈴鹿市は、自然に恵まれ、海の幸や大地の恵みが市民の命を育んでいるまちです。鈴鹿山脈からの清らかな水と豊富な地下水は、農業や畜産を支え、伊勢湾の豊かな漁場を保つ大切な役割を担っています。このような自然環境のもとで生産される食材が生産者の顔の見える形で届けられることは、私たちに安心できる食生活と、心と体の健康をもたらします。私たちにはこの豊かな恵みを財産として次世代へとつなぐ責務があります。そのために、私たちは食の持つ意味を考え自ら学び行動します。子どもたちには自然や生産者と触れ合う地産地消を通して命と食の大切さを知る食育の推進を図ります。私たちは地産地消を自らの生活に取り入れる努力を行い、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明確にし、相互に協力して地産地消の推進を図り、もって市民の健康的な生活に資するため、ここに「すずかの地産地消推進条例」を制定します。

## (目的)

**第1条** この条例は、鈴鹿市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明らかにし、安全で安心な農林水産物等の生産及び供給の推進を図ることにより、持続可能な農林水産業を育成し、もって市民の健康的な生活に資することを目的とします。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところとします。

- (1) 市民 鈴鹿市に暮らす人のほか、鈴鹿市にかかわるすべての個人をいいます。
- (2) 農林水産物等 農産物、畜産物、林産物及び水揚げされた水産物並びにこれらを加工した食品をいいます。
- (3) 地産地消 身近な地域で生産された農林水産物等を市内で消費することをいいます。
- (4) 食育 豊かな人間性を育み、生きる力、食に関する知識及び食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。
- (5) 生産者 市内で農林水産物等(加工した食品を除く。第5条において同じ。)を生産する者をいいます。
- (6) 消費者 市内で農林水産物等を消費する者をいいます。
- (7) 事業者 市内で食品の製造、加工、流通若しくは販売又は飲食の提供を業として行う者をいいます。

## (基本理念)

**第3条** 生産者、消費者、事業者及び市は、本市の農林水産物等及び食の安全性等に関する情報を積極的に交換し、相互に協力しながら地産地消を推進するものとします。

## (市の役割)

**第4条** 市は、前条の基本理念に基づき、生産者、消費者及び事業者と連携し、地産地消の推進に関する施策を実施するものとします。

## (生産者の役割)

**第5条** 生産者は、自ら生産する農林水産物等が市民の健康を支えていることを認識し、農林水産物等の安全性の確保を図り、適切な情報の提供に努めます。

## (消費者の役割)

**第6条** 消費者は、農林水産物等の生産、流通、消費等に関心を持ち、身近な地域で生産された農林水産物等を食生活に積極的に取り入れるよう努めます。

## (事業者の役割)

**第7条** 事業者は、安全で新鮮な身近な地域の農林水産物等を積極的に取り扱い、生産者と消費者をつなぐ役割を認識して地産地消の推進に努めます。

## (食育との整合)

**第8条** 市は、地産地消の推進に当たっては、食育基本法(平成17年法律第63号)に定める食育に関する基本的施策と整合を図りながら、効果的に実施するものとします。

## (推進計画)

**第9条** 市は、地産地消を計画的に推進するため、地産地消推進計画を策定するものとします。

## (推進体制)

**第10条** 市は、地産地消を推進するために生産者、消費者、事業者、関係行政機関の職員等で構成する推進体制の整備を行うものとします。

## (財政支援)

**第11条** 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の支援に努めます。

## (見直し)

**第12条** この条例は、施行後4年を超えない期間ごとに、必要な場合は見直すこととします。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。